

## 安全データシート

整理番号 C1-20120820



4. 応急措置	目に入った場合	*直ちに多量の清浄な流水で15分以上洗う。 コンタクトレンズを使用している場合は、眼に固着していない限り取り除いて洗眼する。まぶたの裏まで完全に洗うこと。 *速やかに医師の診察を受けること。
	皮膚に付着した場合	*付着物を布にて素早く拭き取る。 *多量の水、及び石鹼水、または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。 その後、油性クリームを塗布する。 *外観に変化が見られたり痛みがある場合は、医師の診察を受ける。
	吸入した場合	*蒸気・ガス等を多量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。 嘔吐物は飲みませないようにする。 直ちに医師の手当を受けること。 *蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診察を受ける。
	飲み込んだ場合	*誤って飲み込んだ場合には、安静にして速やかに医師の診察を受けること。 嘔吐物は飲みませないこと。 *医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
5. 火災時の措置	使用可能 消火剤	水 [×], 炭酸ガス [○], 泡 [○], 粉末 [○] 乾燥砂 [○], その他 [○] (自動消火設備など)
	<u>消火方法</u>	*火災が発生した場合は初期消火に努め、直ちに消防署へ連絡する。また、一般の人は風上の安全な場所へ避難させ火災発生場所へむやみに人を近付けない。 *指定の消化剤を使用すること。 *適切な保護具(耐熱着衣など)を使用する。 *可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 *消火活動は風上から行う。 *高温にさらされる密閉容器は水を掛け冷却する。 *容器は高温で破裂する恐れがあるので、消火活動には距離を十分に取ること。
6. 漏出時の措置		*発見者は、漏出事故を関係者に知らせ応援を求める。責任者は関係者に応急の作業方法および機械装置などの停止を指示する。 *作業現場は十分に換気を行うと共に、蒸気にさらされない様に風上から作業をする。 なお、漏出した蒸気は空気より重いため、床面・地下ピットなどの低い所に滞留することに留意する。 *少量こぼれた場合には、乾燥砂・土・その他不燃性の物に吸収させるかウエスなどにより拭き取る。 多量の漏出には盛り土で囲って流出を防止して回収し、下水などに入り込まないよう注意する。 *流出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 *流出現場付近からは、着火源となる物、高熱物体、および可燃物を速やかに取り除く。 *着火した場合に備えて、炭酸ガス・粉末または泡消火器を用意する。 *作業の際には適切な防護具(保護手袋・ヘルメット・防護マスク・エプロン・ゴーグル型防災面など)着用する。
7. 取扱い及び 保管上の注意 (1)	<u>取扱上の注意</u>	1. 労働安全衛生法の関連法規に準じて作業する。従ってその取扱いが有機溶剤中毒予防規則の適用を受ける場合には次の事項を遵守しなければならない。 (イ) 設備: 蒸気の発散源を密閉化する設備、全体換気装置または局所排気装置の設置。 (ロ) 管理: 作業所の巡回・装置の点検・有機溶剤など使用上の注意事項の提示など。



8. 暴露防止及び保護装置（2）	<p><b>設備対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*取扱い設備・特に電気機器類全て防爆型とし、静電気対策の為、装置等は必ずアースをとする様に設備する。</li> <li>*取扱い作業所および保管場所は消防法に適合した建物とし、取扱い量に合った消火設備とする。また、指定数量により消防への届け出の有無を確認をする。</li> <li>*蒸気の発散源を密閉化する設備・全体換気装置、または局所排気装置の設置をする。</li> <li>*取扱い場所の近くには、高温・発火源となるものが置かれないような設備とする。</li> <li>*タンク内部などの密閉場所で作業する場合には、密閉場所が特に底部まで十分に換気出来る装置を取り付けること。</li> <li>*貯蔵および取扱い場所の床面は、原則としてコンクリートなどの地下への浸透が防止できる材質とする。（コンクリートのひび割れに注意する）</li> <li>*取扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。</li> </ul>	
9. 物理的及び化学的性質	呼吸系の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>*有機ガス用防毒マスクを着用する。</li> <li>*密閉された場所では送気マスクを着用する。</li> </ul>
	目の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>*保護メガネ・ゴーグル型防災面などを着用する。</li> </ul>
	皮膚の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>*有機溶剤・化学薬品が浸透しない材質の手袋、またはエプロン・長袖の作業衣などを着用する。</li> </ul>
	その他の保護具	<ul style="list-style-type: none"> <li>*静電服・静電靴を着用するなど帯電防止に注意する。</li> <li>また、必要に応じヘルメットを着用する。</li> </ul>
状 態 : 液 体		引火点 : -4. 0 ℃
色 : 無 色 透 明		発火点 : 427. 0 ℃
臭 气 : 溶 剂 臭		爆発限界: (下限) 2. 2 V% (上限) 11. 5 V%
沸 点 : 77. 0 ℃		
密度(比重) : 0. 9 (20. 0℃)		
蒸気圧 : 10, 000 Pa (20. 0℃)		
10. 有害性情報	<p>急性毒性 吸入(蒸気) : (区分4)</p> <p>眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : (区分2)</p> <p>特定標的臓器／全身毒性(単回暴露) : (区分3)</p>	

	<p>組成物質に関するその他の有害性情報 :</p> <p>製品に関する有害性情報 : 製品としての安全性試験は行っていない。</p>
11. 環境影響情報	<p>水性環境有害性 (急性) : (慢性) :</p> <p>*漏洩、廃棄などの際には環境に影響を与える恐れがあるので取り扱いに注意する。 特に製品や洗浄溶剤等が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。</p> <p>*漏洩時は大気への発散を出来るだけ抑えるため、速やかに回収処理を行う。 *回収処理に際しては [漏出時の措置] に従って注意を守ること。</p> <p>*生態毒性 : 情報なし *生態蓄積性 : 情報なし *残留性分解性 : 情報なし *土壌中の移動性 : 情報なし</p>
12. 廃棄上の注意	<p>*廃液・容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理を委託する。 (容器は中身を使いきってから関連法規に従って処理する。)</p> <p>*容器・機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。</p> <p>*排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律 および関係する法律に従って処理を行うか、処理を委託すること。</p> <p>*廃棄物の貯蔵場所の床面は、コンクリートなどの不浸透性材料とする。</p>
13. 輸送上の注意	<p>*消防法などの関連法規に準ずる運搬容器・積載方法・運搬方法に従う。</p> <p>*容器に漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のない様に積み込み、荷崩れの防止を 確実に行う。</p> <p>*災害発生の恐れのある物品との混載は絶対しない。</p> <p>*タンク車(ローリー)などからの積み下ろしの際は、サイドブレーキを掛けエンジンを停止 させ、車止めをする。</p> <p>*タンク車(ローリー)のホースによる注入作業の際には、ホースの結合部を確実に締め付け、 また結合したことを確認する。ホース脱着時にはホース内の残液の処理を完全に行う。</p> <p>*タンク車(ローリー)からの積み下ろしの前に、必ずアースしたことを事前確認してから積 み下ろしを始める。</p> <p>*輸送の際には必ず運転者にイエローカードを持たせること。</p> <p>*海上輸送の場合は船舶安全法に定めるところに従うこと。</p> <p>*航空輸送の場合は航空法に定めるところに従うこと。</p> <p>*指針番号 : 129 国連番号 : 1173</p>
14. 主な適用法令	<p>毒物及び劇物取締り法 : 効物</p> <p>労働安全衛生法 : 施行令別表第1危険物(引火性の物) 施行令別表第6の2有機則(第2種有機溶剤) 法57条(名称等を表示すべき物質) 法57条の2(名称等を通知すべき物質)</p> <p>消防法 : 第四類 第一石油類(非水溶性液体) 危険等級II</p> <p>化学物質管理促進法 : 組成、成分の情報の項に記載</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律:特別管理産業廃棄物(廃液処理の場合)</p>
15. その他	<p>主な引用文献</p> <p>*日本塗料工業会のSDS用物質データベース *石化メーカー等の安全データシート</p>
[注 意]	危険・有毒性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには十分注意して下さい。